



差別の憲法的統制について

総合教育センター

准教授 岡田 高嘉（おかだ たかよし）

連絡先 県立広島大学 広島キャンパス 2223 号室
Tel 082-251-9754
E-mail t-okada@pu-hiroshima.ac.jp

専門分野：

憲法、アメリカ憲法

キーワード：

平等原則、社会的弱者、異なる効果、個人主義

● 現在の研究について

基本的な人権は、日本国憲法において侵すことのできない永久の権利として保障されています。しかし、現実には、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する人権侵害が今なお存在しています。

私は、このような社会的弱者を救済する憲法理論や法制度のあり方について関心があり、アメリカの例を参考にしながら、研究を行っています。研究の概要は、おおむね以下のとおりです。

1 社会的弱者の救済と個人主義の対立

社会的弱者を救済する措置は、必要であると考えられます。しかし、この措置、しばしば新たな差別問題を生み出します。あるグループを救済のために優遇的に取り扱えば、必然的に他のグループが不利に取り扱われることになり、これが「逆差別」（新たな差別）として非難されます。憲法の下では、すべての人は、かけがえのない個人として尊重されます。憲法の観点からは、救済措置は「個人主義」という基本的価値に反する疑いが常につきまとうのです。この問題をどのようにクリアするのか、救済措置の憲法上の限界点はどこにあるのか、という問題を研究しています。

2 意図せざる差別の憲法的統制について

差別とは、典型的には、政府が性別などを基準に人々を別異に処遇して、特定集団に不利益もたらす行為と言えます。しかし、ある集団に不利益

をもたらす行為は、これだけではありません。外見上は決して差別的ではない、一見中立的な法政策が、ある集団に対してのみ特に不利に作用し、凶らずも不平等な状態が続くということがあります。典型例として、夫婦はどちらか一方の氏を称するという「夫婦同氏制度」などが挙げられます。条文上では、夫が妻の氏を称することは可能ですが、現実には妻が夫の氏を称するのが圧倒的であり、氏変更による負担が女性に集中しています。これについて「機会の平等」という観点からは、特に問題はありません。他方、「結果の平等」という観点からは、このような不平等状態を放置しておくことが適切か、疑問があります。この「意図せざる差別」が憲法で統制できる余地があるか否かについて研究を行っています。

● 今後進めていきたい研究について

超高齢社会が直面する様々な課題について憲法学的に研究したいと考えています。高齢者の自己決定や自由を尊重する法制度のあり方や、高齢者差別の禁止といった課題について研究を進めたいと思います。

● 地域・社会と連携して進めたい内容

地方自治体と連携して、憲法・人権問題に関する啓発活動を行って進めたいと考えています。

● これまでの連携実績

江田島市、三原市、廿日市市と連携して、憲法・人権問題に関する啓発活動を実施しました。